

# 令和8年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会受講案内

鳥取県・鳥取市

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取市屋外広告物条例の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に必要な知識の習得を目的として開催します。

なお、鳥取県内（鳥取市を除く）で屋外広告業を営む場合には知事の登録を、鳥取市で屋外広告業を営む場合には鳥取市長の登録を受けることが必要で、登録にあたっては、営業所ごとに講習会修了者等を選任することを義務付けています。

## 1 日 時

令和8年10月22日（木）9：00～16：40

## 2 場 所

鳥取県中部総合事務所1号館B棟2階 第205会議室（倉吉市東巖城町2番地）

## 3 講習科目

- ①屋外広告物の施工に関する事項
- ②屋外広告物の表示の方法に関する事項
- ③屋外広告物に関する法令

## 4 日 程

8：30～ 9：00 受 付  
9：00 開 会  
9：00～12：00 屋外広告物の施工に関する事項  
12：00～13：00 昼食休憩  
12：50～13：00 受 付（※5に記載する「講習の過程の一部免除」に該当する方）  
13：00～15：00 屋外広告物の表示の方法に関する事項  
15：00～16：30 屋外広告物に関する法令  
16：30～16：40 修了証書交付・閉会

## 5 講習の課程の一部免除

次のいずれかに該当する方は、講習の課程のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する方
- ② 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する方
- ③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- ④ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた方

※ 受講の免除を希望される場合は、資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付してください。

## 6 受講申込手続

### （1）受講申込の方法

電子申請又は申請書（郵送、持参又は電子メール）により提出してください。

#### ① 電子申請

とっとり電子申請サービス

([https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=22800](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22800))



(QR コード)

② 申込書の提出先（郵送、持参又は電子メール）

ア 郵送先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

イ 持参される場合の受付窓口

|                                            |                |
|--------------------------------------------|----------------|
| 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課                      | (鳥取市東町一丁目220)  |
| 東部建築住宅事務所                                  | (鳥取市立川町六丁目176) |
| 八頭県土整備事務所維持管理課                             | (八頭郡八頭町郡家100)  |
| 中部総合事務所環境建築局建築住宅課                          | (倉吉市東巖城町2)     |
| 西部総合事務所環境建築局建築住宅課                          | (米子市糺町一丁目160)  |
| 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課(日野郡日野町根雨140-1) |                |

ウ 電子メール

machizukuri@pref.tottori.lg.jp

(2) 受講申込書の受付期間

令和8年9月1日(火)から同年9月30日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)  
なお、郵送の場合は、令和8年9月30日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課及び鳥取県のホームページ  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>)で配布するほか次の場所でも入手できます。  
東部建築住宅事務所、中部総合事務所・西部総合事務所の環境建築局建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所(国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町)、各市町村役場

## 7 受講手数料

(1) 受講手数料 4,400円

(2) 納付方法

① 電子申請による申込

電子納付

※電子納付は、クレジットカード、PayPay、auPAY、d払い、楽天ペイ、コンビニ決済がご利用いただけます。  
なお、納付いただいた手数料の領収書は発行されませんので、ご了承ください。

② 郵送、持参又は電子メールによる申込

申込書をご提出いただきましたら納付書を送付いたします。期限内に納付書によりお支払いいただき、納入後の納付書の写しを当課まで電子メール又はファクシミリで送付してください。受講手数料の納入確認をもって、申込受付完了とします。

## 8 講習会当日持参するもの

(1) 本人確認書類

(2) 筆記用具

(3) テキスト

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ぎょうせい刊「屋外広告の知識(第五次改訂版)第1巻 法令編」 | (特価 2,700円) |
| 〃 「屋外広告の知識(第四次改訂版)第2巻 デザイン編」   | (特価 2,000円) |
| 〃 「屋外広告の知識(第四次改訂版)第3巻 設計・施工編」  | (特価 2,500円) |

※テキストの購入を希望する場合は、「屋外広告物講習会テキスト購入申込書」を受講申込書と一緒に提出していただくか、鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>)に記載のテキスト購入用URLよりご購入ください。

## 9 修了証書の交付

講習会の全課程を修了した方には、講習会修了証書を交付します。

## 10 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

電話：０８５７－２６－７２３４・ファクシミリ：０８５７－２６－８１１３

電子メール：machizukuri@pref.tottori.lg.jp